

長万部風力開発株式会社「(仮称)長万部風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和6年12月5日
経済産業省
大臣官房
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)長万部風力発電事業 環境影響評価方法書について、長万部風力開発株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、北海道知事からの意見を勧告するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：北海道山越郡長万部町
原動力の種類：風力(陸上)
出力：最大48,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和6年 3月27日
住民意見の概要等受理	令和6年 7月16日
北海道知事意見受理	令和6年 9月27日
経済産業大臣勧告発出	令和6年12月 5日

問合せ先：電力安全課 一ノ宮、植田
電話03-3501-1742(直通)

(別紙)

長万部風力開発株式会社「(仮称)長万部風力発電事業 環境影響評価
方法書」に対する勧告について

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 騒音及び振動の調査について、住宅等との位置関係を踏まえ、適切に調査地点を設定し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 水質の調査に当たっては、土砂の流出や濁水等による影響が懸念されることから、局所集中的な降雨の傾向を踏まえ、適切な調査地点を設定するなどし、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 動植物の調査地点及び踏査ルートについては、土地改変や樹木の伐採を予定する場所を踏まえて設定すること。
4. 対象事業実施区域及びその周辺は、鳥類への影響を考慮すべき区域を示した「風力発電立地検討のためのセンシティブティマップ」において、オジロワシやオオワシの分布情報及び海ワシ類の集団飛来地情報により、特に重点的な調査が必要とされる注意喚起レベルA3のメッシュに隣接しているほか、ノスリや夜間に渡りを行う鳥類等の移動経路となっている可能性がある。このため、これら希少な鳥類の生息やバードストライク、移動経路の阻害等への影響について、専門家等から助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
5. 注目種の選定に当たっては、現地調査の結果を踏まえ、必要に応じて候補の見直しを含めた検討を行うこと。
6. 対象事業実施区域及びその周辺には、植生自然度の高い植生が存在していることから、現地調査により存在する区域を明らかにするとともに、哺乳類や鳥類等が営巣やねぐらなどに利用し得る大径木を含む樹林地を把握した上で、本事業の実施に伴う影響を予測し、評価を行うこと。

(北海道知事からの意見書の写しを添付)